

令和 8 年度台湾における佐賀牛広報業務委託に係るプロポーザル実施要領

次のとおりプロポーザル方式の募集を行います。

1 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度台湾における佐賀牛広報業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり。

(3) 発注者

佐賀牛輸出促進コンソーシアム

※海外における佐賀牛のブランド確立、輸出拡大を目的に、佐賀県、一般社団法人佐賀県畜産公社、佐賀県農業協同組合、さが県産品流通デザイン公社、輸出事業者などを構成団体として設立したコンソーシアム。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

(5) 委託上限額

金 5,500,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2 参加要件

参加要件は、以下のすべての要件を満たす者とする。なお、参加要件確認のため、佐賀県流通・貿易課を介して佐賀県警察本部に照会する場合がある。

<単独事業者の場合>

- (1) 本業務と同種又は類似の業務について、令和 3 年度以降に完了した実績を 1 件以上有すること。（納品対象は、官公庁・民間とする。）
- (2) 緊急の打ち合わせ・作業等が必要な場合に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生法手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者

でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

<複数事業者による共同企業体の場合>

(1) 共同企業体の構成員数は、3 社以内であること。

(2) 全ての構成員が、上記<単独事業者の場合>の(1)から(7)までの条件を満たすこと。
共同企業体と契約を行う場合は、共同企業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同企業体の構成員全てが負うこととする。

(3) 全ての構成員は、ほかの共同企業体の構成員ではないこと。また、単体で提案を行っていないこと。

3 実施スケジュール

(1) 県ホームページでの公募開始	令和 8 年 6 月 24 日 (水曜日)	
(2) 質疑の受付期限	令和 8 年 7 月 1 日 (水曜日)	17 時
(3) 参加資格確認申請書提出期限	令和 8 年 7 月 3 日 (金曜日)	17 時
(4) 企画提案書提出期限	令和 8 年 7 月 16 日 (木曜日)	17 時
(5) 審査会	令和 8 年 7 月 28 日 (火曜日)	※予定
(6) 選考結果通知	令和 8 年 7 月 29 日 (水曜日)	※予定

4 提出書類

(1) 参加資格の確認

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次の書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

① 提出期限 令和 8 年 7 月 3 日 (金曜日) 17 時まで

- ② 提出場所 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館9階
佐賀牛輸出促進コンソーシアム事務局（佐賀県流通・貿易課内）
TEL：0952-25-7146
E-mail：globalsupport@pref.saga.lg.jp
注）電子データで合計5MB以上を送る場合は、受信できないため、提出期限日の正午までにメールにて連絡のうえ、提出用URLを受け取り、指定されたURLに期限内にアップロードすること。
- ③ 提出書類 ア 参加資格確認申請書 1部
イ 共同企業体協定書 1部 ※共同企業体の場合のみ（写し可）
ウ 実績書 1部
エ 誓約書 1部
オ 会社概要（パンフレットで可） 1部
- ④ 提出方法 郵送、持参又はデータ送付（期限内必着）
注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- ⑤ その他 参加資格の確認結果は、令和8年7月13日（月曜日）までに通知予定。

(2) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和8年7月16日（木曜日）17時まで
- ② 提出場所 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館9階
佐賀牛輸出促進コンソーシアム事務局（佐賀県流通・貿易課内）
TEL：0952-25-7146
E-mail：globalsupport@pref.saga.lg.jp
注）電子データで合計5MB以上を送る場合は、受信できないため、提出期限日の正午までにメールにて連絡のうえ、提出用URLを受け取り、指定されたURLに期限内にアップロードすること。
- ③ 提出書類 ア 企画提案書 紙書類の場合は6部、電子データの場合は1部
イ 見積書 紙書類の場合は6部、電子データの場合は1部
見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること
- ④ 提出方法 郵送、持参又はデータ送付（期限内必着）
注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(3) 企画提案書等の取扱い

- ① 提出する企画案は参加者（共同企業体の場合は1共同企業体）につき1案とし、提出後の書き換え、差し替えは認めない。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

- ② 企画提案書の作成及び提出に係る費用等は、全て参加者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- ④ 企画提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
- ⑤ 真に必要な場合を除き、企画提案書には個人情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

5 審査会

(1) 審査方法

- ① 提出された企画提案書及び見積書等の資料をもとに、参加者のプレゼンテーションによる審査会を行う。なお、5者以上から提案書が提出された場合、書類審査を実施し、プレゼンテーション審査会に参加する事業者を選定する。書類審査結果は令和8年7月23日（木曜日）までに通知予定。
- ② 審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を受託候補者として特定する。
- ③ 企画提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- ④ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ⑤ 参加者が1者のみであった場合にも、審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- ⑥ 最優秀者として決定する者は、最低基準点（合計点が全体の6割以上）に達していることを条件とする。

(2) 審査会日程及び実施方法

- ① 開催日 令和8年7月28日(火曜日) 予定
※時間については、おって参加者に連絡する。
- ② 実施方法 事前に提出された企画提案書をもとに、各参加者によるプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは、オンラインで実施し、本業務を実施するにあたっての責任者となるものが必ず行うこと。継続方法については別途連絡する。
- ③ 提案時間 1社あたり、プレゼンテーション20分、質疑応答5分とする。

(3) 結果の通知

審査終了後、速やかに、文書により全てのプロポーザルの参加者に対し通知する。

6 委託契約

審査の結果、委託先に選定された者は、委託内容や経費等について再度佐賀牛輸出促進コンソーシアムと調整を行い、協議が整った場合は、委託契約を締結する。

7 その他

- (1) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (2) プロポーザルの参加に当たっては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) プロポーザルに関する問い合わせは、質問書（様式第1号）により電子メールで受け付ける。質問応答の内容は、とりまとめの上、適宜参加者全員に通知する。質問書の提出期限は令和8年7月1日（水曜日）17時までとする。
- (6) 審査の結果、最高位の評価を得た者が参加要件を欠くに至った場合は、契約締結ができない。この場合、プロポーザルの最低基準点に達した者のうち、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 契約締結後、本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は本コンソーシアムに帰属するものとし、制作者は本コンソーシアムに対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (9) 契約保証金については、以下のとおりとする。
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の(ア)(イ)(ウ)に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 本コンソーシアムを被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。